

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費負担軽減事業	①物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、保護者が負担している学校給食費の半額を減額し減免する。 ②令和7年4月から令和7年7月までの1学期間、給食費保護者負担金を半額減免するため、その額を対象経費とする。 ③小学生1食あたり230円の半額115円、中学生1食あたり270円の半額135円を減免する。 小学生:1,690人、117,970食 中学生:894人、60,270食 小学生 117,970食×115円＝13,566,550円(1) 中学生 60,270食×135円＝ 8,136,450円(2) 合計(1)+(2)＝21, 703, 000円 ④蟹江町立小中学校に在籍する児童・生徒の保護者(教職員は含まない。)	R7.4	R7.7
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	蟹江町保育所給食費等支援特別給付金	①エネルギー・食品価格等の物価高騰に直面し、家計への影響を受ける子育て世帯に対し保育所給食費等の負担軽減のため町独自で特別給付金を支給する。 ②保育所給食費等支援特別給付金に要する経費(対象児童一人当たり11,000円)を交付対象経費とする。 ③給付金額9,350,000円 (2,750円×4ヶ月×850人) 事務費:振込手数料116,000円 ④保育所における3歳児から5歳児クラスに該当する児童の保護者(教職員は含まない)	R7.4	R7.7
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	学校給食費物価高騰対策支援事業	①食料品価格等の物価高騰により令和6年度から給食費1食あたり単価を改正したが、保護者が負担する給食費の増を防ぐため、価格転嫁の円滑化に活用する。 ②食料品価格等に要する経費(対象児童生徒1食あたり70円の公費負担補助のうち、拡充分の40円)を対象経費とする。 ③令和7年4月～令和7年7月分(1学期分) (小学生:1,690人、117,790食、中学生:894人、60,270食) 小学生 117,790食×40円＝4,718,800円(1) 中学生 60,270食×40円＝2,410,800円(2) 合計 (1)+(2)＝7,129,600円 ④蟹江町立小中学校に在籍する児童・生徒の保護者(教職員は含まない。)	R7.4	R7.7